

**住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方**

1 意見の募集期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月27日（木）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課（本庁舎2階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia.html>

3 意見の受付方法

郵送、持参、FAX、電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名、1団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0	0	0	2	2

電子メール

(3) 意見総数

9件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月27日実施)

1 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	寄せられたご意見(概要)	札幌市の考え方
1	3. 特定個人情報の使用 「リスク1: *目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 ・庁内における情報連携及び宛名情報の保存は、*システム基盤において行うこととなっており、事務で使用する部署の職員のみが*当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 ・*システム基盤で保存される情報は、本市内部で共通して使用する最低限の項目のみとしている。 【上記文言に対する個人的見解】 *不明ワード(曖昧ワード) 1.目的(what is it?) 2 当該情報(what is it?) 3 .システム基盤(what do you mean?) 【素人なので恐縮ですが具体的な意味と何を指すのかご教授ください！】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)のうち、「3. 特定個人情報の使用ーリスク1」に記載のある「目的」、「システム基盤」、「当該情報」の具体的な意味を示してほしい。	目的とは、法律等で特定個人情報の利用が認められている業務目的のことを指しています。 当該情報とは、住民基本台帳ファイルに保管されている個人番号を含む特定個人情報です。詳しくは「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」をご参照ください。 システム基盤とは、庁内の他業務システムや国の中間サーバなどとの情報連携、宛名の管理などを担うシステムです。詳しくは、「Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」のシステム5以降をご参照ください。
2	○ここから個人的見解○ →本件で一番危惧されるのは個人情報の適切な管理と職員さまお一人一人の危機管理意識である。 本文言を拝読したが事務員様が非正規なのか？正規なのか？分からなかった。(読解力不足だったらすみません) 雇用形態の違いだけでも危機管理意識は相当ギャップがあるだろう。 初代内閣総理大臣の伊藤博文は電車の荷棚に国家機密書類を忘れた？コトがあるらしい。 過去のコトだろう...と 2 バカにすることなかれ！ ニュースを見ると度々【個人情報流出】のword がoldmedia 中心に踊っている。 よく目にするのが 情報管理業務にあたる職員さんの情報持ち出し(悪意あるなし関係なく)による 【個人情報〇〇万件流出だ】 官民問わず情報危機管理意識の低さを再認識させられる。 そんなことない！ と思うなら、根拠を持って100%の安心安全(リスク管理万全です！)を札幌市民に分かりやすく噛み砕いて説明してください 毎日お疲れ様です。 札幌市民が生活できるのは市職員さまのお陰です。 いつも有り難う！	最も危惧されるのは個人情報の適切な管理と職員一人一人の危機管理意識である。個人情報流出のニュースも目にすることから、100%の安心安全、リスク管理万全であることを分かりやすく説明してほしい。	ガバメントクラウドはクラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISM(アイスマップ)」に登録されたクラウドサービス事業者により提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されています。 また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月27日実施)

1 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	●評価書案について： ①マイナンバー制度は日本国籍の住民だけではなく、札幌市に住む外国籍住民にも適用される制度です、今回のパブコメ募集掲載のホームページでは、「マイナンバー制度では、国民一人一人に個人番号（マイナンバー）が付番され…」と掲載しているのは、制度の認識が不足したまま、市民住民の膨大な特定個人情報を取り扱う事務（委託・再委託を含む）が行われていることの証左とも考えられ、その取り扱い事務にリスク管理についても非常に危惧する。 ②今般、PDF 資料が「途切れ」て意味不明となっていた。私ども市民団体から24 日に問い合わせ公式メールで指摘したところ、即日訂正（HP のみ訂正か？）があったことは評価するが、印刷された評価書案はすでに各所で配布されており、HP の訂正は募集公表初日から4 日が経過していた。したがって本パブコメ募集期間は正しい資料が掲載されてから1 ヶ月に延期する（締め切りを伸ばす）、あるいはそもそも資料に間違いがあったからパブコメ募集をやり直すなどの措置をとる必要があるのではないか。	①ご指摘のとおり、マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番されることから、今後記載にあたっては注意してまいります。 ②ご意見をいただき資料の訂正を行ったほか、意見募集の締切を令和7年2月19日から同年2月27日まで延長いたしました。
2	●ガバメントクラウドのリスク管理について： ①マイナンバー制度は札幌市（行政）に預けている市民住民の膨大な個人情報を、出生時に付番された個人番号（共通番号）で紐付け名寄せして、データクロスマッチング（個人情報紐付け）するためのシステムだ。資料記載のデータ紐付け情報は膨大になっていて住民は自己の情報がどのように名寄せされているのか知る由もない。 政府が普及に躍起になっているマイナ保険証登録、障害者手帳紐付けにおいても、他人の情報に紐付けられるミス（情報漏洩事件）が全国的にあることが報道されている。 ②政府は「ガバメントクラウド」に住民情報を格納するために、自治体（札幌市）の基幹システム標準化をすすめるために本パブコメが行われているが、その「ガバメントクラウド」は、GAFAM が中心（国内の企業は未完成？）で国が契約し自治体がそれに従う、ということになっている。しかしそのランニングコスト・バージョンアップなどの実行経費はどかが担うのか。また札幌市はどのクラウド企業と契約することになるのか、情報公開するべきだ。	クラウド環境のランニングコストについては、ガバメントクラウド利用料として各自治体が支払うものですが、これはシステムの更新・維持にかかる費用としてこれまでも毎年度予算として執行してきたものと同様の扱いとなります。 ガバメントクラウドの契約はCSPとデジタル庁が行うものであり、本市はガバメントクラウドの利用に関してデジタル庁と契約を結ぶため、CSPと本市が直接契約するものではありません。また、本市が利用するガバメントクラウドはASPがどのCSPを利用するかに依存するため、本市が任意に選ぶことができるものではありません。 本市では、令和7年12月末に一部システムのガバメントクラウドへの移行を予定しております。利用するガバメントクラウド環境は、OCI (Oracle Cloud Infrastructure) とAWS (Amazon Web Services) となります。
3	③自治体が国の政策で住民の膨大な個人情報をクラウド化することは、さらにセキュリティリスク（不正アクセス・サイバー攻撃・ランサムウェアなどの危険がある。昨今の不正アクセス・サイバー攻撃により個人情報が漏洩する事件が多々あるが、市民住民の情報データの情報漏洩流失リスク対策は国が担うのか、札幌市が担うのか？	ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAP（イスマップ）」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。 なおセキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国（デジタル庁）は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。
4	④国が「デジタル化」で事務効率があがるとしてすすめる「ガバメントクラウド」は、膨大な経費がかかるようだが、個人情報が格納されることになる企業不明のガバメントクラウドに格納されることについて、市民住民の「同意」は不要なのか？（特に資料1ー2ーシステム9ー①～③など）	ガバメントクラウドの整備と利用促進については、法律（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律）により定められているものであり、市民の同意は求められておりませんが、個人情報の取り扱いにあたっては様々なセキュリティ対策を講じ、十分留意して対応してまいります。

5	⑤クラウド格納データは誰がどのように護る（リスク管理）のか。不正アクセス・サイバー攻撃をうけた場合の責任は、国・政府なのか自治体（札幌市）のなのか？漏洩流失データは到底取り戻すことができないが、クラウドに格納することで被った損害の賠償はどこが担うのか？	ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されています。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。
6	【リスク評価】 ①札幌市は市民・住民の生命財産を護り、権利利益のために、憲法に規定された地方自治権を発揮するべきだ。 ②そもそも政府がすすめるクラウド化は費用対効果、個人情報漏洩リスクが増すことにならないか。究極のデジタル公共事業利権政策に市民住民を巻き込む政策ではないのか、非常に疑問だ。 ③「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを国に標準化することは、憲法に保障された地方自治権の放棄に繋がりバージョンアップ、ランニングコストなど膨大な運営経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。この費用対効果は非常に疑問。クラウド企業の利権（公共事業）に、市民の財産をを巻き込み、振り回されているのではないか。	ガバメントクラウドのクラウドサービスには国による厳格なセキュリティ基準があり、これを満たしたものを導入することで、従来よりも高度なセキュリティが確保できることに加え、時間を要する機器類の調達などが不要となり、短期間で新たな情報システムの導入も可能になると認識しています。 システムの更新・維持にかかる費用については毎年度予算として市議会における議決を経て執行してきており、ガバメントクラウド関連経費についても同様の扱いとなります。 なお今回のガバメントクラウドへのシステム移行にかかる費用については国の補助金も活用して事業を進めているところです。
7	④クラウドのデータ消去：クラウド事業者の第三者認証。監査報告書、データ消去を示した根拠となりうる「廃棄証明書」の札幌市の「確認」も必要である。	住記システムの移行は令和9年度を予定しているため、今回の変更では、住記システムにおけるクラウド上のデータ消去や監査についての記載していませんが、クラウド環境利用終了時には利用者である本市の責任で管理するデータを消去します。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答